令和８年（フ）第４３７号
静岡市葵区北３丁目13番102号
債務者　川村　博之
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月４日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７５０号
大阪市浪速区恵美須西１丁目１番８―405号
債務者　上田　歩実
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第１７８号
熊本市東区月出８丁目３－６２　クゥル　Ｂ号室　中島由佳様方（住民票上の住所）熊本市南区荒尾３丁目1番２号
破産者　宮崎智睦
1　主文　当裁判所が令和８年６月３日午後２時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「熊本市南区荒尾３丁目１番２号」とあるのを、「熊本市東区月出８丁目３－６２　クゥル　Ｂ号室　中島由佳様方、住民票上の住所熊本市南区荒尾３丁目1番２号」と更正する。
2　決定年月日　令和８年８月５日
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

令和７年（フ）第１１８号
沖縄県那覇市久茂地三丁目12番１第一久茂地ビル４階
破産者　株式会社トリムフーズ
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第２１３３号
千葉県市原市平田874番地　ＷＩＴ市原102
破産者　田中　雄大
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３５５号
千葉県市川市南八幡２丁目３番12―403号（ミライホーム本八幡）
破産者　瀬尾　貞光
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３８７号
千葉県浦安市当代島２丁目７番35―205号　マノワール６番館
破産者　岡田　貴根
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５３号
千葉県木更津市木更津二丁目１番15号
破産者　株式会社ペットセレモニー虹のたもと
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和７年（フ）第５４号
千葉県木更津市木更津２丁目１番15号
破産者　若山　雅代
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第５３号
千葉県木更津市潮見４丁目１番地３　潮見待機宿舎404号室
破産者　五十嵐由香
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第９７号
千葉県袖ケ浦市蔵波台５丁目６番地２　ファミール蔵波Ａ102号
破産者　鈴木　拓馬
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１０１号
千葉県袖ケ浦市蔵波台６丁目34番地１、前住所川崎市川崎区日進町９番地17　ユナイト川崎フレッドカプルス　206
破産者　森　　滉平
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和７年（フ）第５２２号
鹿児島県日置市吹上町入来2193番地２
破産者　株式会社アグリ総合サービス
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第６７４号
相模原市中央区中央３丁目７番６号ＫＳビル202
破産者　八洲開発株式会社
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２０号
岡山市北区花尻ききょう町７番地112ジョイフル21　102号室
破産者　有限会社アサノ
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

令和４年（フ）第６９７４号
東京都杉並区上高井戸１丁目17番29号　ＢＥＬＭＡＩＺＯＮ・Ｍ102
破産者　合同会社ボトムケープ
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和４年（フ）第６９７５号
東京都品川区南品川４丁目１－９－505、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区下田町３丁目17―46　中出方
破産者　杉浦　　礼
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第３３５号
静岡県三島市日の出町６番８号
破産者　有限会社光栄土地
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係